

経営首脳者セミナー開催のお知らせ（予告）



労働時間上限規制 + 化学物質管理規制

改正内容：特別条項等による上限規制時間の適用、新たな時間外労働協定届の提出、就業規則の変更、働き方改革等にかかる助成金などの支援事業・・・

改正内容：化学物質管理者・保護具着用管理者の選任、皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止、衛生委員会付議事項の追加、RA対象物に関する義務・・・



本年度事業計画に基づき、以下の日程で行う経営首脳者セミナーでは、「令和6年4月建設業関係の法改正直前セミナー」と題しまして、第1部は労働時間上限規制に関する内容、第2部は化学物質管理者の選任とその職務などに関する内容とする予定で進めています。いずれも今後の建設業者に大きくかわる問題ですので、経営首脳者・安全衛生担当者のみならず、人事労務担当者にもぜひ受けていただきたい内容です。なお、このセミナーには、無料で参加でき、次月（1月号）に参加申し込み要領を掲載いたします。

日時 令和6年3月12日（火）13時30分から16時45分まで
 開催場所 建設会館講堂 横浜市中区太田町2-22
 特別講演 事例発表 働き方改革の取り組み 新菱冷熱工業(株) 人事部長

建災防事務局だより

建設殉職者合同慰霊祭を開催



神奈川県建設業協会と神奈川県支部は11月9日、横浜市市営日野公園墓地で2023年度神奈川県建設業関係殉職者合同慰霊祭を開きました。

黒田支部長をはじめ、両団体の役員などが建設業殉職者慰霊碑に参拝しました。

参列者による焼香のあと、黒田支部長からは現在の県内の建設業での死亡災害の現状に触れ、「神奈川県労働局並び労働基準監督署においては、先月10月を中心に建設現場の集中監督が行われ、145現場を臨検し、その約6割の現場で違反が指摘された。そういった背景を受けて、先日11月7日には死亡重大災害撲滅に向けての総決起集会という意味合いを持たせて神奈川県支部主催の安全大会を行った」と述べました。

雇用管理研修のお知らせ

「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」第5条では、「事業主は、建設事業を行う事業所ごとに（中略）、雇用管理責任者を選任しなければならない」と定めています。

す。さらに、同法第5条第3項では、「事業主は、雇用管理責任者について、必要な研修を受けさせる等第一項各号に掲げる事項を管理するための知識の習得及び向上を図るように努めなければならない」としています。

このため、国において労働者の募集、雇入れ、配置から退職に至るまでの雇用管理に必要な知識の習得及び向上を目的とした雇用管理研修を開催していますが、今年度はあと2回予定されています。

- 基礎講習
 令和6年1月18日 9:00~16:30
 // 29日 9:30~17:00
- コミュニケーションスキル等向上コース
 令和6年1月17日 13:00~16:30
 // 31日 //

場所は18日のみ建設会館講堂、他は万国橋会議センター
 ○そのほかオンライン講習あり

お問合せ(株)労働基準調査会雇用管理研修事業部
 電話 03-3915-7221

【専用Webサイトは雇用管理研修で検索】

神奈川県支部年末年始の事務局のお休み

神奈川県支部の事務局は12月28日（木）から1月3日（水）までお休みです。ご迷惑をおかけしますがよろしくお願いいたします。

支部行事予定

技能講習部内監査

時：12月15日 16:00
 所：専務室

労働局新年挨拶（予定）

時：1月11日 10:00
 所：神奈川県労働局

建設5団体合同賀詞交歓会

時：1月11日 11:00
 所：ロイヤルパークホテル

正副運営委員長・部会長会議

時：1月18日 15:00
 所：建設会館411会議室

正副支部長・分会会長会議

時：1月29日 15:30
 所：伊勢山ヒルズ

安全祈願祭

時：1月29日 16:40
 所：伊勢山皇大神宮

編集委員会

時：3月7日 15:00
 所：建設会館411会議室

経営首脳者セミナー

時：3月12日 13:30
 所：建設会館講堂

建災防神奈川支部ニュース

No.571 令和5年12月号

建設業労働災害防止協会 神奈川支部

横浜市中区太田町2-22番地 電話045-201-8456 FAX045-201-7735

URL <https://kensaiboukanagawa.com/>

第58回神奈川県建設業労働災害防止大会開催



神奈川県支部は11月7日、横浜市西公会堂で第58回神奈川県建設業労働災害防止大会を開催しました。

神奈川県労働局から木塚労働局長をはじめ神奈川県労働局の労働基準部の幹部、神奈川県、県内の労働基準監督署長など関係する官庁や建災防本部などの来賓を招き、急増する死亡災害撲滅に向けて総決起集会の意味合いを持たせるため、サブタイトルを「ストップ死亡重大災害！心身を整え、行動前に家族を想おう！」として3つの運動をさらに広め、定着させることなどを重点に安全衛生活動に取り組み、魅力ある職場環境を実現するとしての安全の誓いを採択しました。

右：安全の誓いと読み上げる三橋運営委員長

安全の誓い

私たち神奈川県内の建設業では、人命尊重の基本理念の下、働く者一人ひとりの安全確保を第一に不断の努力を続けてまいりました。

その結果、神奈川県内における建設業の労働災害は、昨年は一桁の9件となり、休業4日以上の災害は新型コロナウイルス感染によるものを除き過去最小となりました。しかしながら、今年に入り、すでに昨年以上の12名の尊い命が失われていることを重く受け止める必要があります。

建設業では、関係者が一体となり、労働災害防止対策を推進することはもとより、「働き方改革」による就労環境の改善、さらにICTの活用による省力化と生産性の向上等を図り、将来の担い手である若者や女性も安心して働くことができるものとする必要があります。このため、私たちは経営トップの明確な安全衛生方針により、それを実践する者が一丸となって、安全の基本ルールを守り、リスクアセスメントの実施等により、労働災害防止対策の徹底を図り、現場で働く一人ひとりが共有できる「安全文化」を定着させる必要があります。

そこで、私たちは、本日の神奈川県大会を契機として、安全意識の向上を図り、建設業に従事する者が労働災害に遭うことがないように

- 一 墜落転落防止設備の点検を徹底し、適切にフルハーネス型安全帯を使用します
- 一 安全パトロールを充実し、安全な職場環境の充実に努めます
- 一 心身を整え、健康な状態で作業に従事します
- 一 「セーフティリボン運動」「3分KY運動」「安全行動宣言運動」の3つの運動をさらに広め、定着させます

を重点とし、安全衛生活動に取り組み、建設業に従事するすべての世代が未来に希望を持てる安全で安心な魅力ある職場環境を実現することを誓います。



年末年始の労働災害防止に向けて



千葉 幸則

神奈川労働局
安全課長

建設業労働災害防止協会神奈川支部及び会員事業場の皆様には、日頃から建設業における安全管理の推進に格別の御理解と御協力をいただいておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年における神奈川県下の全産業における死亡者数は35人と前年同期より13人増となりました。

中でも、建設業における死亡者数は、14人となっており、前年同時期よりも8人増加したこととなり、全産業における建設業での発生割合は、4割を占め最も高い水準にあります。

また、休業4日以上之死傷者数は、10月末日現在で、建設業において566人と昨年同時期に比べて、52人の増加となり、労働災害の増加傾向に歯止めがかからない状況です。

このような状況を受けて、次ページのとおり、神奈川労働局においては、10月に**建設現場一斉監督**を実施いたしました。

一斉監督の実施については、事前に広報などを実施し、各建設現場に緊張感を持った現場管理をお願いしたところとなりました。

その結果、墜落・転落災害防止措置をはじめとした違反が認められたものの、その後、死亡災害の発生は減少傾向を示し、現在、近年で最多の死亡災害が発生した令和3年を下回る程度に落ち着きを見せております。

今後、年末年始にかけて、これまで同様の現場管理をお願いいたしたく存じます。

本年を振り返ってみますと、特に8月に5人の方が亡くなりました。

この状況から、建設現場一斉監督に先立ち**緊急連絡会議**を開催した際に、「酷暑による疲労等からの体調不良や、体調不良として表面化せずとも注意力などの低下により、普段では行わないような行動をとり、それが墜落災害などにつながったのではないか」とお話をさせていただいたところです。

このような状況にも考慮いただいた結果、過日実施された第58回神奈川県建設業労働災害防止大会の大会スローガンを、

～ストップ死亡重大災害！心身を整え、行動前に家族を想おう！～

としていただき、作業員一人一人の体調管理が重要であることにもご配慮いただきました。

年末に向け、会員の皆様の現場においては、急激な気候の変化からくる疲労等により、現場で作業される方々の体調不良や注意力の低下などから労働災害が発生する、ということのないよう、目配りをお願いします。

結びに、建設業年末年始労働災害防止強調期間が12月1日から来年1月15日まで、当期間のスローガンは、「**無事故の歳末 明るい正月**」となっております。

このスローガンそのままに、神奈川労働局管内における建設業の労働災害件数に歯止めがかかることを御祈念いたします。どうぞよろしく願いいたします。

神奈川労働局からのお知らせ

～ハローワーク横浜が11月1日から移転し、以下のとおり部門によって庁舎が別れました～

本庁舎

職業相談部門 お仕事探し・職業訓練
 専門援助部門 障がいをお持ちの方のお仕事探し
 雇用保険適用課 雇用保険取得喪失・離職票発行
 /高年齢雇用継続・育児休業給付等
 雇用保険給付課 雇用保険給付・教育訓練給付金



分庁舎

事業所部門 求人の受付
 学卒第一部門 中学生・高校生の就職相談/
 求人の受付
 雇用援助部門 事業所の方への高齢者・障がい者雇用に関する相談

☆建設業における署別労働災害発生状況☆（休業4日以上）

神奈川労働局 令和5年10月末現在

年	署別												
	横浜南	鶴見	川崎南	川崎北	横須賀	横浜北	平塚	藤沢	小田原	厚木	相模原	横浜西	合計
本年	55	23	36	56	29	90	55	61	27	41	36	57	566
	(1)		(1)	(2)		(3)		(3)			(1)	(2)	(13)
前年	47	13	32	35	38	84	34	45	39	42	53	52	514
	(1)			(1)	(1)	(1)		(1)				(1)	(6)

(注) 労働者死傷病報告による、()内は死亡者数である。コロナ感染によるものを除いている。

☆死亡災害発生状況☆

神奈川労働局 令和5年11月25日現在

業種	死亡災害把握数			死亡災害件数		
	本年 (令和5年)	前年同期 (令和4年)	前々年同期 (令和3年)	令和4年	令和3年	令和2年
製造業	3 (1)	2	8	2	8	5 (1)
建設業	14 (1)	9 (1)	20 (2)	9 (1)	21 (2)	14 (3)
交通運輸業						
陸上貨物運送事業	6 (2)	4	2	5 (1)	2	5 (2)
港湾荷役業	1					
商業		6 (2)	3 (2)	6 (2)	3 (2)	1 (1)
清掃・と畜業	3	4	1	4	1	6 (2)
その他	9 (2)	3 (2)	13 (4)	3 (2)	14 (5)	6 (1)
合計	36 (6)	28 (5)	47 (8)	29 (6)	49 (9)	37 (10)

(注) 死亡災害把握数は、本年のみ欄外表示の日までに把握した死亡災害の件数で、前年同期、前々年同期は当月末までに発生した件数です。()は、事故の型が「交通事故」であるものを内数で表示しています。

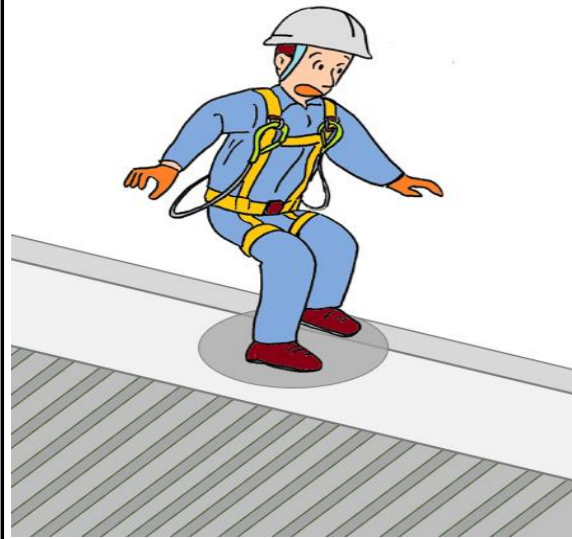
☆死亡災害の概要☆

神奈川労働局 令和5年11月27日現在

番号	発生月 発生時刻	業種規模 事業年齢	起因物 事故の型	発生概要
1	2月 8時頃	その他の建設工事業 ～9人 65～69歳	荷姿の物 飛来、落下	工場内の配管工事現場で、交換用ボルト・ナット約30kgを繊維製道具袋に詰め、ホイストでつり上げ中、約15mの高さで袋の持ち手紐が破断して袋が落下し、下の地面で次のつり荷を準備していた被災者の頭に当たった。(元請)
2	2月 16時頃	土木工事業 ～9人 60～64歳	掘削用機械 墜落、転落	河川工事現場で、ドラグ・ショベルを運転し、残土を詰めたフレキシブルコンテナバッグ2個を吊って旋回中に、川岸の仮設道路から約3m下の川底に車両ごと墜落した。(1次下請)
3	3月 14時頃	建築工事業 100～299人 20～24歳	地山、岩石 崩壊、倒壊	ビル新築工事現場で、基礎杭の杭頭の計測のため、杭頭までドラグ・ショベルで穴を掘り、その穴に下りて杭頭の上に残る土をスコップで払い落とし中、掘削面が土砂崩壊した。(元請)
4	3月 16時頃	建築工事業 30～49人 80～84歳	トラック 交通事故(道路)	ビル新築工事現場で、型枠材搬入を終えたトラックの運転者が降車中に、警備員が下り坂の輪止めを外したため無人で動き出し市道に出た。運転者は警備員2名とともに車の前で押し止め中に転倒し、前輪にひかれた。(2次下請)
5	3月 12時頃	土木工事業 10～29人 75～79歳	地山、岩石 崩壊、倒壊	道路に埋設された下水管の交換工事現場で、古い下水管を撤去後の深さ1.3m、幅1.1m、長さ9mの掘削溝に下りてスコップで掘削中、掘削面が土砂崩壊した。(1次下請)
6	6月 14時頃	土木工事業 10～29人 60～64歳	足場 墜落、転落	新設中高速道路の橋梁上部工事現場で、つり足場を橋桁の下に組立て中の作業員が、同足場の単管の間隔(約2×1m)から約13m下の地面に墜落した。落工(2次下請)
7	6月 10時頃	土木工事業 ～9人 50～54歳	その他の環境等 その他	集合住宅敷地内の植栽剪定及び除草作業中、低木の庭木剪定を行っていたところ、営業していた蜂に手の甲を刺され、アナフィラキシーショックを発症し入院。2週間後に死亡した。一般作業員(元請)
8	8月 13時頃	土木工事業 ～9人 30～34歳	水 おぼれ	河川の護岸工事における締切工内での河床掘削場所が、水位の急上昇による越水で水没し、作業員ら4名が急流につかりながら退避中に1名が流され、5km下流で発見された。発生時刻と同じ頃に大雨警報が発表されていた。一般作業員(1次下請)
9	8月 12時頃	建築工事業 ～9人 40～44歳	研削盤、パフ盤 切れ、ごすれ	木造住宅解体現場で、脚立に乗りながら、敷地境界の鉄柵を携帯用研削盤(と石カパーを取り外した、と石直径125mmの電動ディスクグラインダー)で切断しようとしたところ、当該研削盤が跳ね返って首を切った。解体作業員(1次下請)
10	8月 9時頃	建築工事業 ～9人 40～44歳	その他の動力クレーン等 墜落、転落	木造住宅の屋根瓦のふき替え工事において、瓦の荷揚げ機が停止したため、2階屋根外周の足場にかけた2連はしご(瓦の荷揚げ機を取り付けているもの)を降りているとき、高さ4m付近から墜落した。瓦職人(1次下請)
11	8月 11時頃	木造建築工事業 ～9人 75～79歳	足場 墜落、転落	木造住宅新築現場で、高さ4mの一側足場上で左官作業中(2階ベランダの壁下地へ防水シート貼り付け中)、足場と建物の隙間(約50cm)から約1m下の下屋根に落ち、さらに地面に墜落した。左官工(1次下請)
12	9月 13時頃	土木工事業 ～9人 60～64歳	地山、岩石 飛来、落下	山林内の崩壊斜面の前に治山ダム(谷止工)を新設する工事現場で、ダム底部の床掘り作業中、斜面上方(高低差10m)山林内の崩壊斜面の前に治山ダム(谷止工)を新設する工事現場で、ダム底部の床掘り作業中、斜面上方(高低差10m以上)からの落石(約2m四方)が、道具を使って地ならし中の被災者に当たった。土工(1次下請)
13	10月 13時頃	建築工事業 ～9人 70～74歳	用具 飛来、落下	神奈川県内の解体現場で使用した仮設機材をリース業者に返却するため、被災者が、業者の資材置場まで自社トラックで運搬し、地上から、荷(仮設機材)を固定していたジャッキ付き荷掛けワイヤロープを解いたところ、一番上に積んだ荷(重量約170kg)が落下し、下敷きとなった。運転手(1次下請)
14	11月 9時頃	その他の建設工事業 ～9人 25～29歳	仮設物、建築物、構造物 墜落、転落	倉庫のスレート屋根の塗装工事において、屋根の棟付近を移動中、歩み板のない箇所ですレートを踏み抜き、約8m墜落した。塗装工(1次下請)

11月に発生した建設業の死亡災害の概要

発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
11月 9時頃	建築工事業 民間 ～9人	仮設物、建築物、構築物 墜落、転落	<p>【発生状況】 倉庫のスレート屋根の塗装工において、屋根の棟付近を移動中、歩み板のない箇所でスレートを踏み抜き、約8m墜落した。塗装工25～29歳（1次下請）</p> <p>【災害防止のポイント】 1 踏み抜き防止措置 スレート、木毛板等の材料でふかれた屋根の上で作業を行う場合において、踏み抜きにより危険を及ぼすおそれのあるときは、幅が30cm以上の歩み板を設け、防網を張る等の踏み抜きによる危険を防止するための措置を講じること。※防網を張る等の「等」には親網を配置し、安全帯を使用させることも含む。</p> <p>2 作業状況の把握と手順の見直し 作業開始前に作業場の状況を把握し、あらかじめ定めた作業計画や作業手順にない作業が発生したときは、職長と元方事業者職員が協議し、承認を得てから作業を行うこと。</p>



神奈川県労働局・県内労働基準監督署による建設工事現場一斉監督結果

神奈川県労働局は、本年の建設業の死亡災害急増を受け、神奈川県労働局管内の12労働基準監督署と合同で建設工事現場一斉監督を10月に実施しました。その結果をとりまとめたものを紹介します。

(1) 実施期間 令和5年10月2日～10月20日 (2) 臨検監督実施現場数 145現場 (3) 違反(※)率 57.2%

(4) 主要違反事項等の件数

元方事業者等の管理に係る違反	66現場	足場、通路、昇降設備等に係る違反	34現場
墜落・転落防止措置に係る違反	22現場	行政処分(作業停止命令等)	6現場

(5) 違反の傾向

元方事業者の安全管理以外では、足場、架設通路等における手すりの未設置等に関する違反が最も多く、次いで、墜落・転落防止措置(作業床の未設置、墜落危険箇所における墜落制止用器具の不適用)に関する違反が認められた。

また、作業停止、立入禁止等の命令である行政処分も足場における手すりの未設置等によるものが大半を占めている。

※労働基準監督官が臨検監督した現場において、元方事業者や協力会社に対して是正勧告等を行ったもの。



配筋作業の状況及び昇降設備の確認を行う
横浜南署署長ほか



墜落危険箇所の確認を行う
鶴見署副署長



脚立及び型枠支保工の確認を行う
川崎南署副署長



手すり・中さん・幅木等の確認を行う
川崎北署署長



物品の落下防止対策の確認を行う
横須賀署署長



通路上の支障物の確認を行う
横浜北署副署長



トラックの荷台への昇降設備(令和5年10月施行の改正に関連)の確認を行う平塚署署長



墜落危険箇所の確認を行う藤沢署副署長



現場の安全掲示板の掲示内容の確認を行う
小田原署署長ほか



躯体内部での高所作業及び足場の確認を行う
厚木署署長



作業通路及び土止めの確認を行う
相模原署署長



足場の手すり等の確認を行う
横浜東署副署長

ずい道等の掘削等作業主任者 特例講習のご案内

「粉じん障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」等が、令和2年6月15日に改正、公布され、ずい道等の掘削等作業主任者技能講習の範囲の追加及び時間数の変更と併せ、特例講習の基準が示されました。(基発0615第6号 令和2年6月15日)

改正技能講習規程は、令和3年4月1日から適用とな

り、改正前のずい道等の掘削等作業主任者技能講習を修了した者は、令和4年4月1日以降は作業主任者に選任できません。建災防では、引き続き作業主任者に選任されるために、「特例講習」を実施いたします。実施期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間で終了となります。開催予定 3/26 東京支部 ☎03-3551-5372 2/27 埼玉県支部 ☎048-862-2542

Q&A 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習の講習時間免除は?表示名称は?

Q: 法改正で来年からアーク溶接限定の作業主任者の講習が始まると聞いています。

アーク溶接の特別教育を受けていて、経験があるものは講習時間等免除されないのでしょうか。

また、現場において、作業主任者の名称を表示する際には特定化学物質の作業主任者として統一して表示すればいいのでしょうか?

A: 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習は、金属アーク溶接等作業の指揮や設備等の管理を行うことを職務とする金属アーク溶接等作業主任者の選任のための講習でありこれまで必要だった特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任技能講習に代わるものです。

アーク溶接等に係る特別教育は、アーク溶接作業を安全に実施するための教育であり、趣旨が異なり、内容に重複はないため、それぞれの技能講習又は特別教育を受ける必要があります。

また、現場においてアーク溶接作業を行う場合に選任された作業主任者の氏名、その者に行わせる事項を表示する義務がありますが、(労働安全衛生規則第18条) その際には、受けた講習によって作業主任者の名称を変えなければなりません。

金属アーク溶接等作業主任者の講習が施行されるのは来年1月1日からですが、神奈川県労働局に登録申請を行い、当該講習を行う予定で準備しています。(日程未定)





池田副支部長

大会の冒頭では池田正道副支部長から4年ぶりとなる開会の言葉が行われ、県内の死亡災害が急増し、神奈川が全国ワースト2という状況であり、本大会の意味合いを理解し、緊張感をもって参加してもらいたと要請されました。



神奈川支部
黒田支部長

それに続いて主催者を代表して黒田支部長からは今年に入って建設業で10月までに13件の死亡災害が発生していることに言及し、「この悪しき傾向を何としても断ち切らねばならない。この大会を災害撲滅のための総決起集会と位置付ける」と強い決意を述べ、サブタイトルである「ストップ死亡重大災害！心身を整え、行動前に家族を想おう！」と題した背景について説明し、本年に策定した「かながわ安全強靱化計画」を再度見直し、安全行動に努めるよう会員に要請し、最後にこの大会は建設業の安全衛生関係者が一堂に集まり、安全衛生意識の一層の高揚を図るとともに、安全衛生活動に尽力された方の功績を披露し、今後に向けて無災害を達成すべく新たな誓いを立てる場である」と強調し、「今後の安全衛生活動の意識の向上に役立てて欲しい」と求めました。

来賓からは神奈川労働局の木塚欽也局長が「神奈川県内の労働災害が急増する中、建設業は大きなウェートを占める。各自の健康づくりと、安全安心な働きやすい職場形成を追求することが大切となる。神奈川支部が災害防止活動の中心的

存在として、いっそうの対策に取り組んでほしい」とあいさつし、特に労働災害の多い年末年始の安全施工を呼び掛けました。

神奈川労働局
木塚局長



そのほかに来賓として、神奈川県産業労働局労働部長 西海裕之様、建災防本部総務部長 小松原正俊様にご挨拶をいただきました。（（一社）全国建設業労災互助会松井隆弘様は欠席により祝電をご披露しました）



左：神奈川県産業労働局 労働部長 西海裕之様
右：建災防本部総務部長 小松原正俊様



大会では、厚生労働大臣表彰などを受けた方々の顕彰を行い、さらに優秀な成績で施工に当たった会員事業所、施工現場、労働災害防止に貢献した企業・団体、個人に対する表彰式を執り行い、受賞者を代表して若築建設(株)東京支店の松木洋二様から謝辞を受け、三橋運営委員長により安全の誓い（本紙表紙）が読み上げられ、拍手によって採択されました。



加納労働基準部長

後半の特別講演では神奈川労働局の加納圭吾労働基準部長が「安全の基本ルールを守る！建設業の明るい未来に向けて」と題して、県内での建設業の労働災害の発生状況、墜落転落等の重大災害防止の基本はリスクアセスメントにあること、また労働者

の年齢、メンタルヘルス対策にも配慮した対策が課題であることを説明されました。

続けて、恒例となりましたが、川崎北労働基準監督署の渋谷勇一署長から「建設業の送検事例について」と題して、労災隠しにかかる事案について説明があり、続いて(株)熊谷組首都圏支店東京女子学園建替計画作業所の堀江恵介統括所長



渋谷川崎北労働基準監督署長

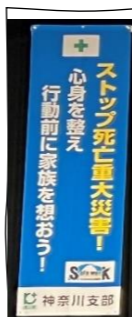


堀江統括所長

が「女子中高生と職長会で取り組む安全」と題して建災防の広島大会で披露された講演が行われ、最後に馬淵副支部長からこちらも4年ぶりとなる閉会の言葉が述べられました。



馬淵副支部長



今回の大会ではサブタイトルとして「ストップ死亡重大災害！心身を整え、行動前に家族を想おう！」と銘打ち、のぼりを作成して掲示しました。

サブタイトルの意味合いは、支部ニュース10月号の表紙の支部長挨拶でも触れましたが、当日の会場での配布資料に支部長メッセージの中で紹介しています。「心身を整え」は8月中に死亡災害が多発したことを受け、支部役員と労働局で懇談した際に、今年のような猛暑が継続する環

境下においては、心身を整え、健康な状態でなければただ安全対策を講じても災害を回避することは困難という意見を受けたものです。

「行動前に家族を想おう」は局と9月に行った合同パトロールの施工現場で行われていた、家族を思い出しながら安全作業を誓う15秒間の瞑想を行う「まぶたの家族運動」を参考にさせていただいたものです。

この点に関しては、後の(株)熊谷組様の講演で女子高生が考えたポスターに「毎日「ただいま」と言えるように」というフレーズがありましたが、仕事に出る前の普段の生活から安全に向き合うことが大切なことだということにつながると思われま

会場では併せて、神奈川支部で5か年計画で取組む「かながわ安全強靱化計画」ののぼりも掲示しましたが、支部では2本作製しており、大会等の際にお使いいただけるようにしています。

安全衛生表彰・顕彰

- 顕彰
令和5年度において厚生労働大臣及び神奈川労働局長から労働災害防止に関する表彰を受けたものに対し、支部長がこれを表彰するもの
- 優良賞
労働災害防止に優秀な成績を収め、他の模範となる会社、工事現場、団体とする
- 功労賞
永年にわたり建設業の安全衛生水準の向上発展に功労があった者
- 功績賞
永年にわたり建設業の安全衛生運動を活発に推進し、功績のある者
- 職長賞
永年にわたり工事現場の職長として労働災害防止に尽力し、他の模範と認められる者

顕彰

- (1) 厚生労働大臣表彰
優良賞（安全確保）
鹿島建設株式会社横浜支店
川崎発電所新1号機棟新設他



- (2) 神奈川労働局長表彰
優良賞
鹿島建設株式会社横浜支店
（仮称）鶴見研修センター
新築工事



- 株式会社竹中工務店
横浜アリーナ大規模改修工事



- 功績賞
建設業労働災害防止協会
神奈川支部 常任理事
並びに横浜南分会副分会長
白井 崇雄



- 安全衛生推進賞
建設業労働災害防止協会
神奈川支部 横浜西分会
元事務局長
香川 隆次



優良賞

- (1) 会社
出雲浄水株式会社



- (2) 工事現場
国土開発工業株式会社
R3横浜南田谷地区
場内整備工事



- (3) 団体
大船建築職組合



個人賞

- (1) 功労賞
西松建設株式会社
関東土木支社
奥 琢也



- (2) 功績賞
株式会社北村商会
北村 理和子



- (3) 職長賞
株式会社大華商事
清水 美光



- 謝辞
若築建設株式会社
東京支店
松木 洋二

